

給与支払報告書の提出について

日ごろは、市税につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年分の年末調整の時期が近づいてまいりました。つきましては令和8年度の給与支払報告書の提出をお願いします。本紙に給与支払報告書の書き方を記載しましたのでご留意のうえ記入してください。なお、提出期限は令和8年2月2日（月）となっておりますが、できる限りお早めの提出をお願いします。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご協力くださいますようお願いいたします。

1. 給与支払報告書（総括表）について

- ① **受給者総人員**
令和8年1月1日現在の全従業員数を記入してください（知立市以外の従業員の人数も含む）。
- ② **報告人員（特別徴収・普通徴収）**
本市に提出される給与支払報告書について、特別徴収欄は特別徴収（給与天引き）となる方の人数を、普通徴収欄は特別徴収できない方の人数を記入してください。
- ③ **連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号**
給与支払報告書の記載内容についての問い合わせに回答していただける方の氏名・連絡先を記入してください。問い合わせ先が税理士等の場合は、税理士事務所等も記入してください。
- ④ **特別徴収納入書**
銀行の納入サービス等のご利用で納入書が不要である場合は、「不要」をチェックしてください。
- ⑤ **税理士等へ記入の依頼をする場合は、必ず本市の総括表等も渡してください。**
※独自様式の総括表で提出する場合は、指定番号を記入のうえ提出してください。

2. 個人事業主の方へ

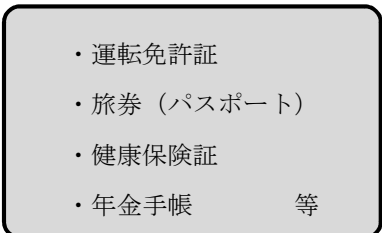
個人事業主の方が給与支払報告書を提出する際には、総括表に事業主の方の個人番号の記載と番号確認書類及び本人確認書類の提示又は添付が義務となりました。つきましては、下記の書類を用意していただき、書類の漏れが無いように給与支払報告書を提出していただきますようお願いいたします。

事業主の番号確認書類	事業主の本人確認書類
・マイナンバーカード（裏面） ・通知カード ・個人番号の記載のある住民票の写し 等	・マイナンバーカード（表面） ・運転免許証 ・旅券（パスポート） 等

※郵送で提出する場合は番号確認書類及び本人確認書類の写しを同封してください。

※確認書類に不備がある場合には、個人番号の記載はないものとして受理しますので、あらかじめご了承ください。

提出例1 マイナンバーカードをお持ちでない場合

事業主の番号確認書類	事業主の本人確認書類
	

提出例2 マイナンバーカードをお持ちの場合

事業主の番号確認書類	事業主の本人確認書類
	

※マイナンバーカード1枚で番号確認と本人確認をすることができます。

4. eLTAXで税額通知等を電子データで受取りたい場合

eLTAXで給与支払報告書を提出する際に、税額通知の受取方法を「電子データ（正本）」に選択して提出してください。また、税額通知書のパスワードを「通知先 e-Mail」のメールアドレスに送付するので併せて入力してください。

- ※ 令和6年度より納税義務者用の受取方法で「電子データ」または「書面」を選択することができます。こちらについても電子データ希望の場合は「電子データ」を選択して提出してください。
- ※ 例年電子データ希望の事業所にも書面を送付させていただいておりましたが、令和6年度より電子データ希望の内容については書面を送付いたしませんのでご注意ください。一度提出いただいたものを変更する場合、変更届が必要となります。知立市 HP にて様式がございますので、下記の「7. 特別徴収と普通徴収について」の二次元コードよりご確認ください。

5. 給与支払報告書（個人別明細書）の書き方



- ▼ 国税庁サイト：源泉徴収票の作成要領を閲覧しながら作成してください。

※ 国と市町村では、提出範囲に差異がありますのでご注意ください。
給与の支払をする者で所得税法第183条の規定による所得税の源泉徴収義務のある者は、毎年1月1日現在の給与の支払を受けている者について前年中の給与所得の金額その他必要な事項を記載した「給与支払報告書」を1月31日（土日祝の場合は翌平日）までに、その給与の支払を受けている者の住所地の市町村長に提出しなければならない。（地方税法317の6）

↑ 国税庁 HP

（源泉徴収票等の作成と提出の手引き）

6. 電子による提出義務化のご案内



- ▼ 給与支払報告書又は公的年金等の支払報告書については、前々年における給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAX 又は光ディスク等による提出が義務付けられました。電子的提出の義務については、eLTAX の HP より、「給与支払報告書等の電子的提出義務基準の引き下げについて」のページをご確認ください。

eLTAX

（給与支払い報告書等の提出に係る特設ページ）

7. 特別徴収と普通徴収について



- ▼ 給与支払報告書の提出により新年度の特別徴収義務者が決定します。提出の際に（退職・乙欄・普通徴収理由）の記載が確認できた場合のみ、普通徴収で手続きを行います。給与支払報告書提出後（1月末）、税額決定通知を発送（5月初旬）までに、退職や休職など異動事由がある場合は、必ず給与所得者異動届書をご提出ください。様式につきましては、当市HPにて掲載しております。

知立市 HP

（市民税・県民税の特別徴収について）